◇**国税犯則取締法施行規則を廃止する政令**（政令第一一三号）（財務省）

1　国税犯則取締法施行規則は、廃止することとした。（本則関係）

2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇**租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令**（政令第一一四号）（財務省）

一　租税特別措置法施行令の一部改正関係

1　個人所得課税

㈠　勤労者が、災害等の事由により、当該災害等の事由が生じた日から同日以後一年を経過する日までの間に、財産形成住宅貯蓄及び財産形成年金貯蓄の目的外払出しを行う場合には、その貯蓄に係る利子等に対する遡及課税等は行わないこととした。（租税特別措置法施行令第二条の二五の二、第二条の二八及び第二条の三一並びに附則第二条及び第三条関係）

㈡　確定申告書等に添付すべき特定口座年間取引報告書の範囲に、電子証明書等に記録された情報の内容を、国税庁長官が定める方法により出力した書面を加えることとした。（租税特別措置法施行令第四条の二、第二五条の九、第二五条の一〇の一〇、第二五条の一一の二及び第二五条の一二の二関係）

㈢　確定優良住宅地等予定地のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例における特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により予定期間内に確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当することが困難となった場合において予定期間を延長する措置について、その延長期限等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二〇条の二関係）

㈣　収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法施行令第二二条、第三九条及び第三九条の九九関係）

(1)　被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合の換地処分により譲渡した土地の上にある資産が除却されるときにおけるその資産のうち収用等による譲渡があったものとみなされる部分を定める。

(2)　特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により取得指定期間内に代替資産の取得をすることが困難となった場合において取得指定期間を延長する措置について、その延長期限を定める。

㈤　換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例について、被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合の換地処分により代替住宅等を取得したときにおいて、代替住宅等の譲渡がなかったものとみなされる部分及び代替住宅等の取得価額の計算方法等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二二条の三及び第二二条の六関係）

㈥　特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の二、〇〇〇万円特別控除の適用対象となる都市緑地法の規定により土地等が買い取られる場合における買取りを行う者の範囲について、都市の低炭素化の促進に関する法律の規定により指定された特定緑地管理機構を除外するとともに、都市緑地法の改正後の緑地保全・緑化推進法人を引き続き本特例の対象とすることとした。（租税特別措置法施行令第二二条の七及び第三九条の四関係）

㈦　既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例における特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により取得指定期間内に買換資産の取得をすることが困難となった場合において取得指定期間を延長する措置について、その延長期限を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の四関係）

㈧　特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、法人が行った株式分配（その法人の株主等に対して、完全子法人の株式のみが、現物分配法人の各株主等の有するその現物分配法人の発行済株式等の数又は金額の割合に応じて交付されたものに限る。）により取得する完全子法人の株式を加えることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一〇の二関係）

㈨　非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、累積投資勘定に受け入れることができる公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権の要件、基準経過日における住所等の確認の方法及び当該確認をしなかった場合の取扱い等の細目を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一三、第二五条の一三の二及び第二五条の一三の六関係）

㈩　公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置における承認に係る特例の対象となる贈与等の範囲について、公益社団法人、公益財団法人、私立大学等を設置する学校法人以外の学校法人又は社会福祉法人に対する一定の贈与等を加えるとともに、贈与等を受けた財産が一定の株式等である贈与等を除外することとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一七関係）

㈠㈠　特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、適用対象となる耐久性向上改修工事等の範囲を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二六条の四関係）

㈠㈡　公益法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除について、対象となる社会福祉法人が閲覧対象とすべき書類の範囲に、事業の概要等を記載した書類等を加えることとした。（租税特別措置法施行令第二六条の二八の二関係）

㈠㈢　既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、適用対象となる耐久性向上改修工事等の範囲及び要件並びに控除額の計算の基礎となる耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二六条の二八の五関係）

2　法人課税

㈠　試験研究を行った場合の特別税額控除制度について、対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究の範囲等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第五条の三、第二七条の四及び第三九条の三九関係）

㈡　沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別税額控除制度について、各地区に係る適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法施行令第二七条の九及び第三九条の四三関係）

㈢　地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備の取得価額の最低限度等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第五条の五の二、第二七条の一一の二及び第三九条の四四の三関係）

㈣　特定の地域において雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度について、特定新規雇用者数及び新規雇用者総数の細目を定めることとした。（租税特別措置法施行令第五条の六、第二七条の一二及び第三九条の四五の二関係）

㈤　中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる特定経営力向上設備等の取得価額の最低限度等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第五条の六の三、第二七条の一二の四及び第三九条の四六関係）

㈥　雇用者給与等支給額が増加した場合の特別税額控除制度について、中小企業者等以外の法人の平均給与等支給額に係る要件につき比較平均給与等支給額が零である場合には、その要件を満たさないものとすることとした。（租税特別措置法施行令第五条の六の四、第二七条の一二の五及び第三九条の四七関係）

㈦　公害防止用設備の特別償却制度について、対象となる公害防止用設備の取得価額の最低限度を六〇〇万円以上（改正前三〇〇万円以上）に引き上げることとした。（租税特別措置法施行令第五条の八、第二八条及び第三九条の四九関係）